

議案第3号

みやき町個人情報保護審査会条例の制定について

みやき町個人情報保護審査会条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の3本の法律が統合されました。この法改正に伴い、みやき町個人情報保護審査会条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条―第6条）

第3章 審査会の調査審議の手續

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手續（第7条―第10条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手續（第11条）

第4章 雑則（第12条―第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、みやき町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、町に、みやき町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2）みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みやき町条例第〇号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

8 委員には、別に条例の定めるところにより報酬等を支給する。
(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(合議体)

第6条 審査会は、その指名する委員5人をもって構成する合議体で、第2条に掲げる事務を行う。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第7条 この節において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関（議会を含む。以下同じ。）をいう。

2 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(行政不服審査法の準用)

第10条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については、法第106条第2項の規定により読み替えられた規定）の定めるところによる。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、町の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、特に必要があると認めるときは、町の機関以外の者に対しても、必要な

協力を依頼することができる。

第4章 雑則

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にみやき町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前のみやき町個人情報保護条例（平成18年みやき町条例第21号。以下「旧条例」という。）第44条の規定により設置されたみやき町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第6条の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 施行日前に旧審査会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第44条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

みやき町個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやき町個人情報保護審査会条例（令和5年みやき町条例第〇号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、みやき町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決方法)

第2条 条例第6条の合議体は、これを構成する過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 条例第6条の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第4条 諮問庁は、保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第8条第1項の規定により当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かななければならない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部情報未来課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。